

両晉における爵制の再編と展開

——五等爵制を中心として——

袴田 郁一

はじめに

古代中国における爵位制度とは、西欧や近代日本のように単に栄爵を表すだけのものではない。西嶋定生⁽¹⁾が漢代の所謂二十等爵制の研究から、「上は皇帝より下は編戸の民までが同一の爵制的秩序に編成されるものであるということが推論され、……そしてこのような国家秩序と合致する爵制的秩序こそ、皇帝による個人身的支配の成立する場であり、その支配の性格やあるいはまた皇帝権の性格もこの秩序構造の性格によって規定される」と述べたように、爵制による秩序は国家的身分制度を形成する。西嶋は、爵制的秩序こそが皇帝による個人身的支配を成立させる場を生むとした。渡邊義浩⁽²⁾もまた西嶋の理解を踏まえ、「爵制は本来、国家的秩序の表現であり、賜爵により形成されるものは国家的身分制である」と、漢代において爵制的秩序により国家的身分制が形成されたことは否定されない、とした⁽³⁾。

この様な観点に立った際、その漢代二十等爵制に最初の改革を迫り、五等爵制を施行した魏晉の爵位制度は、如何なる国家的身分制度を築いたのであろうか。本稿は、西晉初における五等爵制度が如何なる爵制的秩序を志向し、かつその後の西晉後期から東晉にかけて如何に展開するかを検討を目的とするものである。

一、西晉五等爵の研究

魏晉革命を目前にした司馬昭政権下の咸熙元（二六四）年、従来行われていた二十等爵制が再編され、以下のように五等爵制度が制定された。

咸熙元年……己卯、進晉公爵爲王、封十郡、并前二十。丁亥、封劉禪爲安樂公。夏五月庚申、相國晉王奏復五等爵。（『三國志』卷四 三少帝紀 陳留王奐 咸熙元年）

秋七月、帝奏司空荀顛定禮儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭冲總而裁焉。始建五等爵。（『晉書』卷二 文帝紀）

秀議五等之爵、自騎督已上六百餘人皆封。（『晉書』卷三十五 裴秀傳）

これらを始め、各史料中に見られる爵位の上下関係をまとめれば、おおよそ以下の様な爵制体系であつたと考えられる。

【漢代】

諸侯王▽列侯(二〇)▽關内侯(一九)▽大庶長(二八)……▽五大夫(九)▽公乘(八)……▽公士(二)

【曹魏】

諸侯王▽列侯(県▽郷▽亭)▽關内侯▽名號侯▽關中侯▽關外侯▽五大夫……▽公乘

【西晉】

諸侯王▽五等爵(公▽侯▽伯▽子▽男)▽列侯(県▽郷▽亭)▽關内侯▽名號侯▽關中侯……

さて五等爵制に関する代表的研究には、越智重明⁶⁾と渡邊義浩のものがある。

越智の研究は、五等爵制が「どれだけ封建の実を備えているか」という問題、すなわち周代に存したと考
えられている封建制にその制度がどれだけ接近するものであったかという問題を第一に掲げる。その上で越
智は西晉五等爵の特徴として、主に以下の五点を指摘する。

①封爵は、嫡妻長子、嫡出長孫、嫡妻長子の兄弟の順で継承することを原則とする。しかし直系男子を
欠いた場合でも従子、従孫など傍系への継承が可能である。加えて有爵者が新たに他の爵を賜与され
た場合、旧爵を庶子などに継承させる事例もあり、爵が積極的に温存⁷⁾されている。

②前王朝の爵位が一般に温存され、かつ降爵はない。五等爵開建時には、晉王朝の功臣に対する賜爵の
他にも、魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に五等爵の子爵が与えられた。

③諸侯王や五等爵諸侯が、皇帝自選の相や内史をその直臣、皇帝の陪臣とした。

④五等爵諸侯の食邑は極めて小規模である。封国から得られる収入は、たとえば邑五千戸の諸侯であって

も兵百人の一年分の食料に不足する。すなわち徴税権の実を備えていない。

⑤九品官人法との強い関連性を持つ。有爵者は郷品一品を与えられて五品官に起家することが多いなど、高位の官品を保障されていた。

越智は、①・②のように有爵者が封爵を維持することが容易であり、また③のように周代封建制に近い制度を持っていたことから、西晉五等爵制は一見すると周代五等爵や西欧的封建制度のように直接領主の実質を備えるもののようにであったと述べつつ、しかし④から周代封建制には程遠いものであり、更に⑤を踏まえてこれが広義の官僚体制の枠を出ていなかった、とする。その上で越智は西晉五等爵制の意義を、「州大中正の対象となる上級士人層の利害の代表的性格をもちつつ覇権を確立していった」司馬氏がその上級士人層に対して「世襲的排他的に官人としての高度の政治的特権を与えること、その支配力を実際に機能させる手段Ⅱ「術」としての内面的心情的にそれらに対し政治的支配者としての一体感を示す」ためのものであると結論付けた。これは宮崎市定が、「魏朝の下において貴族の獲得したる特権は、そのまま司馬氏の天下となつても之を尊重するという態度を表明し、貴族群の動揺を防がねばならなかった。それが有名な五等爵の制度となつて現れた。……魏晉の革命が目前に迫つた時期において、魏のために働いた功績を論じて賞を行うというその心は、言うまでもなく本領安堵の御墨付の意味に他ならぬ」と、魏晉革命時における五等爵制の意義を上級士大夫層への迎合策と理解したことを継承する見解であろう。

これに対して渡邊義浩は、両氏が述べる司馬氏の上級士人への迎合という点を支持し、司馬氏の君主権力弱化の側面を示すものと理解しつつも、一方で爵制の持つ国家的秩序の形成という点も重視すべきであると

した。すなわち司馬氏は五等爵の賜爵を通じて爵制的秩序により貴族を序列化すると共に、自らを士人層では就くことのできない天子や諸侯王に位置づけることで、自己と貴族との差別化を行った、という。

加えて渡邊は、越智の分析⑤を重視し、世襲が可能である爵制度と九品官人法が結びついたことにより、強い世襲性を帯びた官僚制度が運用されたとする。九品官人法の持つ世襲性については宮崎が既に「九品官人法は貴族化する危険を最初から内蔵していた」と指摘しており、かつその原因を主として在地社会を背景とする貴族の側に求めている。渡邊はこれに対し、「世襲性を帯びた官僚制度の運用という中国貴族制の属性は、宮崎市定『一九五六』が説くような社会の貴族主義からだけではなく、西晋の皇帝権力の手により生みだされたものなのである。……賜爵は皇帝の専権事項であるため、皇帝が定めた秩序に基づいて国家的身分制として貴族制を形成できるのである」と述べ、そこに皇帝権力の残存を見る。

以上、越智・渡邊両氏の見解は五等爵制の基本的性質として首肯すべき点が多い。しかし渡邊による具体の検討は武帝期に限定されており、また越智も五等爵制の実施当初における意義を分析したのみでその後の展開に関する議論はない。

よって本稿は西晋東晋を通観して具体的な賜爵事例を網羅し、五等爵制が両晋において如何なる展開を見せるか、また如何なる社会情勢を背景としていたかの検討を行う。そのため両晋の賜爵事例を、賜爵年、爵位、食邑、諡号、賜爵の理由、家系、本貫地とともにまとめたデータベースを作成した。本稿末の附表である。附表は、公・侯・伯・子・男それぞれの五等爵と列侯以下ごとに時代順によって羅列している。また作成に当たっては正史である『晋書』、『三國志』、『宋書』を主とした他、秦錫田『補晋異姓封爵表』(『二十五

史補編』所収)、湯球・黄奭『衆家編年体晉史』、湯球・楊朝明『九家旧晉書輯本』などを参照した。

以下、附表を参照しつつ五等爵制の展開を時期ごとに検討してゆく。

二、西晉の賜爵

(一) 武帝期の賜爵(魏晉革命期)

五等爵が施行された咸熙元(二六四)年、及び西晉武帝が受禪した泰始元(二六五)年の賜爵である。武帝期の賜爵事例計一〇六例のうち七二例を占め、また両晉全体から見てもその比重は小さくない。

この時期の賜爵事例に関しては、先述のように越智重明と渡邊義浩の研究に詳しい。越智は、魏晉革命時における五等爵制の意義を「上級士人層」への迎合策と理解していたが、その論拠のひとつとして「晉建国にあたっては前王朝の爵が一般に温存され、かつ降爵はない」、「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」五等爵を与えていたことを指摘した。宮崎市定を踏まえる見解である。一方で渡邊義浩は、西晉武帝期の公・侯・伯・子・男それぞれの賜爵事例に対して詳細な検討を行い、公・侯爵の受爵者には西晉建国の功臣や蜀漢平定に高い功績を挙げた臣下が多く、対して子爵の受爵者には曹魏の功臣の子弟が多いという五等爵全体の傾向を明らかにした。そこで本稿の附表に従い両氏の見解を検討しよう。

まず子爵について、その賜爵事例は二十二例あり、その中には附表の項目 [260] 荀愷(祖は荀彧)、[261]

高渾（高柔）^{〔262〕}陳溫（陳羣）^{〔263〕}蔣凱（蔣濟）^{〔264〕}劉正（劉放）^{〔265〕}孫宏（孫資）^{〔266〕}王惺（王觀）^{〔267〕}郭正（郭淮）^{〔269〕}王恂（王朗）など、曹魏前半期の権臣の子孫が多数見られる。また伯爵の^{〔4〕}華表（華歆）も同様であろう。越智が「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」とする根拠である。魏のために働いた功績によってその子孫たちを五等爵制のなかに内包するという点では、確かに宮崎の言う通り「本領安堵の御墨付」と見なしうるかもしれない。

しかし、単純に列侯から子爵へ移行したことを以て「降爵はない」と判断することは疑問である。そこで五等爵制の上位の公・侯爵を見れば、^{〔25〕}郭建、^{〔26〕}甄恵、^{〔33〕}鄭沖、^{〔34〕}何曾、^{〔35〕}石苞、^{〔36〕}陳騫、^{〔37〕}裴秀、^{〔38〕}衛瓘、^{〔39〕}王沈、^{〔40〕}荀顛、^{〔41〕}賈充（いままじ公爵）、^{〔126〕}甄溫、^{〔127〕}荀勗、^{〔57〕}鄭袤、^{〔128〕}羊祜（侯爵）などであり、これは渡邊が指摘するように西晋建国に貢献した者や司馬氏に近い者が多い。五等爵制定以前、前者の曹魏功臣の末裔と後者の西晋功臣の多くは列侯であり、つまり両者に爵位の上下関係はなかった。しかし五等爵制定により、前者は子爵に、後者は公・侯爵に封建されるという待遇の差が発生している。とくにそれが顕著であるのは荀氏である。『三國志』荀彧傳によれば、荀愷は荀彧の嫡流でありながら、「著勳前朝」によって賜与されたのは南頓子に過ぎない。一方で傍系男子である荀顛は臨淮公に封建された¹⁰。

このことについて、『三國志』を著した陳寿の態度が興味深い。『三國志』は、荀愷、高渾、陳溫、蔣凱、劉正、孫宏、王惺、郭正、王恂に対する子爵賜与については各列傳に記述する一方で、荀彧傳における荀顛、何夔傳における何曾、賈逵傳における賈充、陳矯傳における陳騫、裴潛傳における裴秀、衛覬傳における衛

確のように、彼らの公・侯爵に関しては記録せず、ただ「充、咸熙中為中護軍」（賈逵傳）とするのみなのである。これは彼らに対する公・侯爵賜与が「著勳前朝」によるものではない、つまり魏に対する功績による賜爵ではないので「魏書」に記録すべきものではないという陳寿の判断によるものであろう。ここに陳寿の五等爵に対する理解が現れている。

以上の如く、たしかにこの時期には曹魏の功臣の末裔も等しく五等爵制に内包されてはいるが、相対的に考えればそれを単純に本領安堵と理解することはできない。渡邊の「単に曹魏での地位を世襲させる本領安堵ではなく、司馬昭が五等爵により作り上げる新たな貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」との指摘にこそ本質があると考えられよう。

また司馬氏による新たな爵制秩序を示す事例として、食邑の変動にも注目すべきであろう。

襲父爵清陽亭侯、……進封魯陽鄉侯、增邑千戸。常道鄉公立、以豫議定策、進爵縣侯、增邑七百戸。……於是秀封濟川侯、地方六十里、邑千四百戸、以高苑縣濟川墟為侯國。（『晉書』卷三十五 裴秀傳）

及高貴鄉公將攻文帝、召沈及王業告之、沈・業馳白帝。以功封安平侯、邑二千戸。……及帝受禪、……封博陵郡公、固讓不受、乃進爵為縣公、邑千八百戸。（『晉書』卷三十九 王沈傳）

[37]裴秀は、魏代に清陽亭侯（二百戸）↓魯陽鄉侯（千二百戸）↓魯陽縣侯（千九百戸）と爵位を進めながら、五等爵が建立されると濟川侯（千四百戸）に封ぜられたという。同じく[39]王沈は、五等爵施行後は安平侯（二千戸）から博陵縣公（千八百戸）に「進爵」している。これは、五等爵諸侯の食邑が以下のように規定されていたためである。

晉文帝爲晉王、命裴秀等建立五等之制。惟安平郡公孚邑萬戸、制度如魏諸王。其餘縣公邑千八百戸、地方七十五里。大國侯邑千六百戸、地方七十里。次國侯邑千四百戸、地方六十五里。大國伯邑千二百戸、地方六十里。次國伯邑千戸、地方五十五里。大國子邑八百戸、地方五十里。次國子邑六百戸、地方四十里。男邑四百戸、地方四十里。(『晉書』卷十四 地理志上)

これを踏まえて改めて武帝期の五等爵諸侯を見れば、[34]何曾(朗陵縣公、千八百戸)、[40]荀顗(臨淮公、千八百戸)、[32]王祥(睢陵侯、千六百戸)、[91]王覽(即丘子、六百戸)、[127]荀勗(安陽子、千戸)、[128]羊祜(鉅平子、六百戸)なども上記地理志の数字とほぼ合致する。裴秀、王沈の「減封」もこの規定によるものなのである。この一見すると封邑が減少しているという点も、宮崎や越智の五等爵制解釈のみでは説明ができない。渡邊の述べる通りの「五等爵により作り上げる新たな貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」と見るべきであろう。

この様に宮崎や越智が五等爵制を本領安堵、貴族層への迎合と理解したことについては、確かにその側面が存在したことも否定はされず、五等爵制の重要な意義であったことは間違いないであろう。しかしその賜爵は、越智が想定したような「上級士人層」全体に対する一律的なものではない。その本質は、司馬氏に対する功績を優先して顕彰すること、かつそれらの功臣を爵制という皇帝権力によって秩序化することにあつた。五等爵制における司馬氏の優位性は、司馬氏の長老たる司馬孚を公爵として権臣たちより優位の爵に位置づけたことにも表れている。^(三)五等爵制度が司馬氏を中心とした秩序形成であることを明確に示したのである。

(二) 武帝期の賜爵(孫呉平定)

武帝期における賜爵は、秦始皇元(二六五)年の前後か、孫呉平定が果たされた太康元(二八〇)年のおよそ二度に大別することができる。孫呉平定の褒賞については『晉書』武帝紀にも以下の通り記録される。

庚辰、以王濬爲輔國大將軍、襄陽侯、杜預當陽侯、王戎安豐侯、唐彬上庸侯。賈充、琅邪王伋以下增封。

於是論功行封、賜公卿以下帛各有差。(『晉書』卷三 武帝紀 太康元年)

そこで孫呉平定によつて五等爵を賜与された事例を附表から挙げると、[44]王渾、[53]張華、[139]杜預、[140]王濬、[141]唐彬、[142]周浚、[143]王戎である。注目すべきはこの七人のうち、王渾を除く六人が孫呉平定以前には五等爵を有していなかつたことである。周浚は射陽侯であり、杜預は豊樂亭侯、王戎は貞陵亭侯、張華・王濬・唐彬は關内侯である。とくに孫呉平定を強く訴えた杜預と張華が亭侯と關内侯でしかなかつたことは興味深い。

そもそも武帝期における五等爵賜与は、施行時に「自騎督已上六百餘人皆封」という大々的な封建が行われた一方で、それ以降の賜爵は孫呉平定に対する褒賞を除いてはまとまつた事例が見られない。このことは次節で引用する『晉書』石苞傳からも窺える。

前述の渡邊は五等爵賜与が貴族制の形成に大きく影響していたと述べるが、ならば非貴族層、寒門層が貴族化を図ろうとした場合に五等爵は重要な意義を持つはずである。しかし武帝は五等爵施行以降、五等爵の賜与を積極的には行わなかつた。越智の言葉を借りれば「世襲的排他的に官人としての高度の政治的特権」を与えるという五等爵の特徴のうち、五等爵の持つ排他性が、この賜爵機会の極端な限定として表れている。

その五等爵の排他性が、貴族制の固定化・閉鎖性へと接続していたと言えよう。

孫呉平定は、曹魏以来の悲願であった大一統を果たしたという点でこの上のない功績である。武帝はそれに対応するため、泰始元年以来ほほ行われていなかった五等爵の賜与を行った。またその食邑規模は泰始元年のそれを大きく上回っており、賈充で萬九百五十戸、當陽縣侯の杜預で九千六百戸、廣武縣侯の張華で萬戸であった。中華統一という最大の功績に対応するため、五等爵による秩序は早くも変容を迫られたのである。

それでも武帝はこれ以降は大きな五等爵賜与を行っていない。孫呉が平定された以上、それに匹敵する戦功を見出すことが限りなく難しいためである。かかる強い閉鎖性が完成した五等爵は、恵帝期以降の人士にとっていかなる存在となったのであろうか。

(三) 恵帝期以降の賜爵

恵帝期では一転、武帝期以上の大規模な賜爵が乱発される。最初の賜爵記事は、武帝崩御の直後である。

夏五月辛未、葬武皇帝於峻陽陵。丙子、増天下位一等、預喪事者二等、復租調一年、二千石已上皆封關中侯。(『晉書』卷四 恵帝紀 太熙元年)

二千石以上の官僚に与えられたという關中侯は、關内侯・名號侯に次ぐ高爵であるが、ただ現在問題となる五等爵ではない。注目すべきは、武帝より輔政を委ねられた外戚楊駿が行った賜爵である。

元康初、楊駿輔政、大開封賞、多樹黨援。宗與散騎郎蜀郡何攀共立議、奏於恵帝曰、陛下聖德光被、皇

靈啓祚、正位東宮、二十餘年、道化宣流、萬國歸心。今承洪基、此乃天授。至於班賞行爵、優於泰始革命之初。不安一也。具會僭逆、幾於百年、邊境被其荼毒、朝廷為之旰食。先帝決獨斷之聰、奮神武之略、蕩滅逋寇、易於摧枯。然謀臣猛將、猶有致思竭力之效。而今恩澤之封、優於滅虜之功。不安二也。上天眷祐、實在大晉、卜世之數、未知其紀。今之開制、當垂於後。若尊卑無差、有爵必進、數世之後、莫非公侯。不安三也。臣等敢冒陳聞。竊謂泰始之初、及平吳論功。制度名牒、皆悉具存。縱不能遠遵古典、尚當依準舊事。書奏、弗納。〔晉書〕卷三十三 石苞傳)

『晉書』石苞傳によれば、楊駿は輔政の任に就くと大々的な褒賞を行ったため、石崇、何攀がそれを諫める上奏を行った。両者は楊駿の濫賞に対して三点の「不安」があると述べているが、興味深いのは「至於班賞行爵、優於泰始革命之初」、「而今恩澤之封、優於滅虜之功」を挙げていることである。「泰始革命之初」、「滅虜之功」という、前節で指摘した武帝期の賜爵の特徴が表れている。そして石崇らが「數世之後、莫非公侯」と危惧したように、武帝の賜爵を超えかねない楊駿の濫賞は五等爵制による秩序を変質させる。

三月辛卯、誅太傅楊駿、駿弟衛將軍珧、太子太保濟、……皆夷三族。壬辰、大赦、改元。……督將侯者千八十一人。〔晉書〕卷四 惠帝紀 元康元年)

翌年、楊駿が賈皇后一派に肅清されると、「督將侯者千八十一人」とされる大規模な褒賞が行われた。これが五等侯を指すとすれば「自騎督已上六百餘人皆封」である武帝の賜爵を大幅に上回る濫賞である。楊駿討伐による受爵は、附表で挙げたところでは〔47〕華廩（觀陽公）、〔48〕石鑿（昌安縣公）、〔49〕孟觀（上谷郡公）、〔51〕傅祗（靈州縣公）、〔63〕卞粹（成陽子）、〔54〕何攀（西城侯）、〔55〕董猛（武安侯）などがある。

西晋の歴史上、この楊駿の政変はいわゆる八王の乱の端緒として位置づけられているが、以降の政変においても同様に旧政権打倒に伴う五等爵賜与が繰り返された。注目すべきはその賜与対象である。たとえば趙王倫の腹心として大郡に封ぜられたという孫秀は「初、苳為琅邪内史、孫秀為小史給岳、而狡黠自喜。岳惡其為人、數撻辱之、秀常銜忿」(『晉書』潘岳傳)という寒門層の出身で、趙王倫との私的な結びつきのもと台頭した人物である。また齊王冏政権において揃って公爵に封建された[54]葛旗、[55]路秀、[56]衛毅、[57]劉真、[58]韓泰などはいずれも詳しい事跡がわからない。趙王倫討伐に関与した[59]和演や[49]孟觀らも同様である。楊駿誅殺に関わった[15]董猛などは、

初、誅楊駿及汝南王亮、太保衛瓘、楚王瑋等、皆臨機專斷、宦人董猛參預其事。……預誅楊駿、封武安侯、猛三兄皆為亭侯、天下咸怨。(『晉書』卷三十一 惠賈皇后傳)

とあるように宦官であった。惠帝期における五等爵の賜与は、かかる寒門層をもその対象としていたことに特徴がある。武帝初期の封建では、宮崎や越智がこれを上級士人層に対する迎合策と見たようにに勢族を対象としていた。それがこの時期においては、新たに貴族化を図らんとする寒門層が重要な位置を占めている。

宮崎市定や福原啓郎、安田二郎ら多数の先行研究が指摘するように、惠帝期の動乱には、門閥貴族化が進行した官僚制度に対する寒門層の反抗と上昇志向が強く影響しているという。八王の乱における多数の賜爵を見れば、それが爵制度の上でも現れていると考えられよう。武帝期において強い排他性を帯びた五等爵は、先述の石崇が指摘していたように孫呉平定に匹敵する功績を挙げなくては既に得られなくなっていた。故に八王の乱はその絶好の機会であり、寒門層の強烈な上昇運動に突かれて五等爵は乱発された。

安田二郎は八王諸政権における濫賞を、激しい権力志向を示したブレンたちが私的関連によって結成した徒党を基礎とするためであると、その濫賞は、たとえその利己性を隠すために私党構成員以外に行うことがあっても、「濫賞それ自体が恣意性と私欲性とを免れてはいない上に、対象の側の私欲性を前提としそれに迎合するものでしかなかった」ため、かえって私党的拡大を進めたとする。武帝期以来の五等爵制秩序は、かかる激しい権力志向のためにまったく変質したものと云えよう。^{二八}

その惠帝期を経た懷・愍帝期においてはもはや五等爵制秩序は機能していないかのごとくである。

兗州方面に割拠していた「^{二九}」荀晞は、永嘉元（三〇七）年に東平郡侯（邑萬戸）に封建され、同年に郡公に進爵した。益州に派遣された「^{三〇}」王遜は喪中縣公となり、「^{三一}」荀崧は洛陽の陵墓を修復した功績により舞陽縣公（次いで曲陽公）となるなど、懷・愍帝期の公爵の賜与は従来の基準と大きく異なっており、また賜爵の理由を明らかにすることができない例も少なくない。附表のうち惠帝期以降の西晉の賜爵事例は計八一であるが、その半数を超える四九例が公爵である。濫賞の極みと言えよう。

かくして五等爵秩序の崩壊と共に西晉も滅亡した。ではその後江東において亡命政権として晉を継承した東晉においては、五等爵制はいかに処されたのであろうか。

三、東晉の賜爵

東晉における賜爵事例を総覧したとき、その多数を占めるのは西晉後期同様に武功による賜爵である。具体的には、司馬睿政権初期における江南地方の反乱に対する戦功、さらに王敦（二六）の乱、蘇峻（二七）の乱、淝水の戦い、桓楚討伐（二八）、成漢・南燕・後秦の平定など国家規模の戦役に関する戦功である。そして東晉で台頭する琅邪王氏[91][92]、太原温氏[93]、廬江陶氏[98]、譙國桓氏[101]、陳國謝氏[107][108][109][110]、潁川庾氏[96][94]らのいずれもが上記の戦乱の武功により五等爵を賜爵されている。五等爵制が西晉と同様に士大夫社会において重要な位置付けをされていたことを窺わせる。

ただし東晉初期の賜爵に関して興味深いことは、西晉後期の爵位濫発を省みてか当時に賜与された爵位を削っていることである。

愍帝即位、以恒爲尚書、進爵苑陵縣公。……成帝即位、加散騎常侍、領國子祭酒。咸和初、以愍帝時賜爵進封一皆削除、恒更以討王敦功封苑陵縣侯、復領太常。（『晉書』卷四十四 華表傳）

[8] 華恒は建興元（三一三）年に苑陵縣公に封ぜられていたが、その後王敦討伐の功績によって苑陵縣侯に封ぜられた、という。また[9] 荀崧も、愍帝期に曲陵公まで進むが、のち王敦討伐の功績により平樂伯に封ぜられた。この縣公→縣侯ないし縣侯→縣伯という一見不可解な爵の変動は、華表傳にあるように「以愍帝時賜爵進封一皆削除」が行われたことを理由とする。西晉後期に濫発された爵位に対して、東晉政権が爵制的秩序の再構成を試みていたことが窺える。

また東晉の賜爵事例の大きな特徴は、在地の江南豪族、すなわち孫吳の旧臣に対しても賜爵を行っているという点である。附表のうち、【祖】項に「具」とある事例である。

西晉期において江南人士が不遇を託ったことについては言うに及ばないが、事例を挙げるならば、かつての孫呉の重臣陸遜、陸抗の系統である〔34〕陸機は、西晉での爵位は關中侯でしかなかった。のちに成都王司馬穎の命で長沙王司馬乂を攻めた際、「穎謂機曰、若功成事定、當爵爲郡公、位以台司。將軍勉之矣」〔晉書〕卷五十四 陸機傳」と郡公の爵位を匂わされたという。果たして陸機は失敗し、誅殺された。

このように、西晉において江東人士は爵制度の上でも冷遇された。附表に挙げた限りでは、〔5〕孫秀のよくな特殊な事情を除けば、司馬睿政権以前に五等爵を賜与された例は、永興二（三〇五）年に河間王司馬顥討伐によつて臨湘縣公となった〔6〕孫惠、そして太安元（三〇二）年に齊王司馬冏討伐で嘉興伯となった〔9〕顧榮以外に見られない。これに対し東晉は、〔8〕周玘（義興周氏）、〔98〕陶侃（廬江陶氏）、〔100〕陸暉（吳國陸氏）、〔102〕周訪（汝南周氏）、〔172〕甘卓（丹楊甘氏）、〔184〕虞潭（会稽虞氏）、〔247〕顧衆（吳國顧氏）など旧呉人士にも五等爵の賜与を積極的に行つた。これは亡命政権であつた東晉が、権力基盤を固めるために在地の江南豪族を政権内に、さらに言えば貴族層に取り込むために行つた支配策であろう。そして一方で同じ江南豪族でも武康沈氏などには、東晉末の劉祐が台頭してくる時期までまったくの賜爵を行っていないことは象徴的である。川勝義雄^{（三三）}が、当時の北来人士政権が、江南豪族のうち名族層を自身らの内に取り込みつつ、一方では江南豪族の間においても差別を設けてその分裂を誘つたと指摘しているが、そのことが爵位の上でも読み取れよう。

以上の如く、東晉においても五等爵の賜与は行われており、かつそこからは東晉政権、すなわち皇帝権力が志向した爵制的秩序の形や支配のあり方を読み取ることが可能なのである。

おわりに

以上、両晉における五等爵制の検討を行い、時代を追って展開する爵制のあり方を追った。

武帝期の賜爵について、越智が五等爵制の本質を上級士人層への迎合策としたことは踏まえるべき見解である。しかし司馬氏に近しい功臣がより上位爵に置かれたこと、並びに食邑の問題はそれのみの理解が難しい。渡邊の述べる「五等爵により作り上げる新たな貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」と見るべきである。また孫呉平定による賜爵に見られた様な五等爵制の閉鎖性が、貴族層の固定化・排他性と関連したとも考えられよう。西晉後期の賜爵では、武帝期とは反対に爵位の濫賞が行われており、しかもその対象は武帝期が勢族を主としていたことと異なり、八王の乱で権力を握った寒門層であった。寒門層の上昇志向によって武帝の爵制秩序は大きく変容し、西晉とともに滅亡した。それに次ぐ東晉では、西晉後期同様に戦乱の武功に応じて五等爵を賜与していたこと、それが後の東晉の名族の台頭を生む一因ともなっていたことを述べた。またそれは西晉後期ですら賜爵対象とされ難かった江南豪族に対しても行われており、東晉の在地勢力政策とも大きく関係していた。

以上の三時期から、いずれにおいてもその爵制的秩序のあり方が明確に現れ、かつ時期ごとにその秩序が変容、展開していた様子を検討した。しかし本稿では、東晉末に関しては附表に挙げるのみで分析を行わなかった。『宋書』にある様に、劉裕台頭期においては五等爵制も従来と異なる様相を見せている。晉宋革命に

より爵制はどう変化したか、かつ六朝時代を通じて如何なる展開を示すかについては今後の課題とする。

(一) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵の研究』(東京大学出版会、一九六二)。

(二) 渡邊義浩「西晋における五等爵制と貴族制の成立」(『史学雑誌』一一六・三、二〇〇七。同氏『西晋「儒教国家」と貴族制』へ汲古書院、二〇一〇)所収)。

(三) この西嶋の研究に対しては、増淵龍夫「所謂東洋的専制主義と共同体」(『一橋論叢』四七・三、一九六二)。

同氏『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六)所収)や、初山明「皇帝支配の原像——民爵賜与を手がかりに」(『王権の位相』へ弘文堂、一九九一)の反論がある。また漢代の爵制に関する近年の研究には、楯身智志『漢代二十等爵制の研究』(早稲田大学出版部、二〇一四)がある。

(四) なお後漢末の曹操政権においても一度官爵の再編がされており、晋代もそれを継承していると思われる。曹操の爵制再編については『三國志』卷一 武帝紀 建安二十年に「冬十月、始置名號侯爵至五大夫、與舊列侯、關内侯凡六等、以賞軍功」とあり、またその裴松之注に「魏書曰、置名號侯爵十八級、關中侯爵十七級、皆金印紫綬。又置關内外侯十六級、銅印龜紐墨綬。五大夫十五級、銅印環紐、亦墨綬、皆不食租、與舊列侯關内侯凡六等」とある。曹魏の爵制度に関しては、守屋美都雄「曹魏爵制に關する二三の考察」(『東洋史研究』二〇・四、一九六二。同氏『中国古代の家族と国家』(東洋史研究、一九六八)所収)の研究がある。

(五) 漢代の爵制については、『漢書』卷十九上 百官公卿表上に「爵、一級曰公士、二上造、三簪褭、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、

十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關内侯、二十徹侯。皆秦制、以賞功勞。徹侯金印紫綬、避武帝諱、曰通侯、或曰列侯」とある。また魏代の爵制再編は前注の通りである。そして旧来の二十等爵と新たに加えられた五等爵制との関係については、『通典』卷三十二「職官十三」に「凡國王、公、侯、伯、子、男六等、次縣侯、次鄉侯、次亭侯、次關内侯。又置名號侯爵十八級、關中侯爵十七級、皆金印紫綬。……」とある。ただし、『通典』の記述は曹魏において既に五等爵制が施行されていたとしており、若干の疑問が残る。曹魏における五等爵制の有無については、前注の守屋の研究、渡邊の研究がある。

(六) 越智重明『魏晉南朝の政治と社会』（吉川弘文館、一九六三）所収、第二篇第四章「五等爵制」。

(七) 旧爵の温存について、越智は郗鑿や桓温、王導を具体例に挙げる。すなわち王導は、はじめ即丘子であったところ新たに武岡侯に封ぜられ、更に始興郡公に爵を進めている。その際、旧爵である即丘子と武岡侯はそれぞれ子の王恬と王協に継承された。本稿附表の[9][177][273]も参照。

(八) 『宋書』卷五十八 謝弘微傳に「晉世名家身有國封者、起家多拜員外散騎侍郎、弘微亦拜員外散騎、琅邪王大司馬參軍」とあり、また卷六十七 謝靈運傳にも「襲封康樂公、食邑二千戸。以國公例、除員外散騎侍郎、不就」とあるように、越智によれば西晉の有爵者は郷品一品で五品起家が多く、名家でない有爵者も郷品二品で七品起家が多かったという。

(九) 宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史』（東洋史研究会、一九五六）。

(一〇) 「惲子翹、嗣爲散騎常侍、進爵廣陽鄉侯。……咸熙中開建五等、翼以著勳前朝、改封愷南頓子」（『三國志』卷十 荀彧傳）。「咸熙初、封臨淮侯。武帝踐阼、進爵爲公、食邑一千八百戸」（『晉書』卷三十九 荀頰傳）

(一) なお越智の「前王朝の爵が一般に温存され、かつ降爵はない」、「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」五等爵が与えられた、との見解も疑問である。前者については、既存爵位の上位に新爵が置かれた以上、単純な上下のみで考えることはできない。後者については、越智はその唯一の例外とし[320]夏侯佐を挙げる。しかし[14]王渾、[79]荀崧、[138]杜預のように、越智が見逃した例外は少なくない。また越智は「他に(袴田注・夏侯佐のような例外が)いたとしても、旧来の爵がそのまま認められている以上」は降爵ではないとするが、上記の理由から五等爵を得られなかった列侯を単なる爵位の温存と考えることはできない。

(二) 咸熙元(二六四)年の五等爵実施時に公爵を賜与された例は、郭建、甄惠、司馬孚の三例のみである。郭建、甄惠は共に、司馬氏が自らの正統化のために利用した郭氏(明帝の外戚)の出身であった。

(三) なお王渾についても、「襲父爵京陵侯、……泰始初、増封邑千八百戸」(『晉書』卷四十二王渾伝)とあるのみで、それ以前に有していた京陵侯が五等爵かどうかは不明である。また[146]李高は孫吳平定により「縣侯」を賜与されているが、列侯か五等侯か判別ができないため本文の検討から除いた。

(四) 「問於是輔政……封葛旗爲牟平公、路秀小黃公、衛毅陰平公、劉真安郷公、韓泰封丘公、號曰五公、委以心膂」(『晉書』卷五十九 齊王問傳)。

(五) 「穎拜受徽號、讓殊禮九錫。表論興義功臣盧志、和演、董洪、王彥、趙驥等五人、皆封開國公侯」(『晉書』卷五十九 成都王穎傳)。

(六) 福原啓郎『西晉の武帝 司馬炎』(白帝社、一九九五)。

(七) 安田二郎「八王の乱をめぐる」——人間学的考察の試み」(『名古屋大学東洋史論集』六、一九九五。同氏

『六朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇三)所収。「八王の乱と東晋の外戚」と改題)。

(一八) この他に特筆すべき濫賞としては趙王司馬倫によるものがある。『晋書』卷五十九 趙王倫傳に、「孫秀等封皆大郡、並據兵權、文武官封侯者數千人、百官總已聽於倫」、「乃僭即帝位、大赦、改元建始。……郡縣二千石令長赦日在職者、皆封侯。……孫秀爲侍中、中書監、驃騎將軍、儀同三司、張林等諸黨皆登卿將、並列大封。其餘同謀者咸超階越次、不可勝紀、至於奴卒厮役亦加以爵位」とある。

(一九) 「丁酉、帝還宮、大赦、惟敦黨不原。……封司徒王導爲始興郡公、邑三千戸、賜絹九千匹、丹楊尹溫嶠建寧縣公、尚書卞壹建興縣公、中書監庾亮永昌縣公、北中郎將劉遐泉陵縣公、奮武將軍蘇峻邵陵縣公、邑各千八百戸、絹各五千四百匹、尚書令郗鑒高平縣侯、護軍將軍應詹觀陽縣侯、邑各千六百戸、絹各四千八百匹、建威將軍趙胤湘南縣侯、右將軍卞敦益陽縣侯、邑各千六百戸、絹各三千二百匹。其餘封賞各有差」(『晋書』卷六 明帝紀 太寧二年)。

(二〇) 「三月壬子、以征西大將軍陶侃爲太尉、封長沙郡公、車騎將軍郗鑒爲司空、封南昌縣公、平南將軍溫嶠爲驃騎將軍、開府儀同三司、封始安郡公。其餘封拜各有差」(『晋書』卷七 成帝紀 咸和四年)。

(二一) 「冬十月丁亥、論淮肥之功、追封謝安廬陵郡公、封謝石南康公、謝琰望蔡公、桓伊永脩公、自餘封拜各有差」(『晋書』卷九 孝武帝紀 太元十年)。

(二二) 「冬十月、論匡復之功、封車騎將軍劉裕爲豫章郡公、撫軍將軍劉毅南平郡公、右將軍何無忌安成郡公、自餘封賞各有差」(『晋書』卷十 安帝紀 義熙二年)。

(二三) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二)。

〔附表〕両管における五等爵賜与事例の一覧

【凡例】姓名…()内は前代との続柄。爵位…(辭)賜爵を固辭。(追)死後の追贈。祖…A(父が二品以上有爵)、B(祖父が二品以上有爵)、C(父が祖父が五品)、D(曾祖父以下が官僚)、E(それ以下)、魏(魏の宗室)、呉・蜀(呉蜀の旧臣)、外(外戚)、宗(晉の宗室)――(不明)

7	6	5	4	3	2	1
司馬彤	司馬駿 (甥)司馬機	司馬京	司馬仙	司馬亮	司馬幹	司馬孚
	景初(239)年間	泰始元(265)年	泰始元(265)年	咸熙元(264)年	泰始元(265)年	嘉平元(249)年 咸熙元(264)年 泰始元(265)年
平樂亭侯	汝陰王 東牟侯 平壽侯 平陽亭侯 平陽縣侯	燕王 清惠亭侯	東莞郡王 南皮伯 東武鄉侯	扶風郡王 祁陽伯 廣陽縣侯	平原王 定陶伯 平陽縣侯	閔内侯 昌平亭侯 長社縣侯 安陽亭侯
	10000	6663	10600	11300	40000	
	晉武帝受禪 五等爵施行 公子を以て	晉武帝受禪 公子	晉武帝受禪 五等爵施行	晉武帝受禪 五等爵施行	晉武帝受禪 五等爵施行 公子	曹爽討伐 五等爵施行 晉武帝受禪
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫
本伝八	本伝八	本伝八	本伝八	本伝二九	本伝八	本伝七

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
司馬達	司馬泰	司馬權	司馬景	司馬衡	司馬珪	司馬瓌	司馬晃	司馬望	司馬倫
景元二(261)年 咸熙元(264)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	泰始元(265)年	嘉平三(251)年 泰始元(265)年
祝阿伯 武城鄉侯	閔内侯 平昌亭侯	魏陽亭侯 隴西王	東武城侯 彭城王 沛王	樂安亭侯 常山王 汝陽子 德陽鄉侯	高陽王 高陽子 高陽鄉侯	太原王 固始子 貴壽鄉侯	長樂亭侯 下邳王 西安男 武始亭侯	順陽侯 安樂鄉侯 永安亭侯	琅邪郡王 東安子 安樂亭侯
	3200	2900	3400	3790	5570	5496	5176	10000	5358
五等爵施行	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪	晋武帝受禪
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
								伯父司馬朗を嗣ぐ	
河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫	河内溫
本伝七	本伝七	本伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	本伝二九

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
曹志	曹宇 (子)甄喜	甄庶 (子)郭蝦	郭建	司馬楸 (子)司馬邁	司馬整	司馬洪	司馬鑿	司馬攸	司馬睦	司馬遼	
太和六(232)年	太和六(232)年	咸熙元(264)	泰始2(265)年間 咸熙元(264)年	泰始元(265)年 東平王	清泉侯 (追)隨縣王	泰始元(265)年 咸熙元(264)年 河間王	泰始元(265)年 樂安王 襄賁男	泰始元(265)年 正元二(255)年 咸熙元(264)年 安昌侯 齊王	泰始元(265)年 安平亭侯 中山王	泰始元(265)年 咸熙元(264)年 護王 涇陽男	泰始元(265)年 咸熙元(264)年 閔内侯 城陽亭侯
燕公	燕王	廣安縣公		樂陵亭侯							濟南王
		1800		3097					5200	4400	
		恭									
晋武帝受禪		五等爵施行	五等爵施行	晋武帝受禪		晋武帝受禪	晋武帝受禪	王凌討伐 養父の爵を嗣ぐ 五等爵施行	晋武帝受禪	五等爵施行	晋武帝受禪
魏	魏	魏	魏	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	
	武帝紀には、魏晋革命により「魏氏諸王皆為縣侯」とある	もと郭氏。明帝の娘(平原懿公主)を嗣ぐ。また景帝の京兆長公主を娶る	姉は明元郭皇后			司馬朗の子司馬道を嗣ぐ		叔父である景帝司馬師を嗣ぐ			
沛国譙	沛国譙	中山無極	西平	河内濩	河内濩	河内濩	河内濩	河内濩	河内濩	河内濩	
本伝：○	三國志本伝 禮志一○	三國志文昭 甄皇后伝	三國志明元 郭皇后伝	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	本伝八	本伝八	本伝七	本伝七	

29	曹芳	秦始元(265)年 嘉平六(254)年 秦始元(265)年 秦始十(274)年薨	鄆城縣公 齊王 邵陵縣公		定	晉武帝受禪 虜位 晉武帝受禪	魏	魏の少帝(齊王)	沛國譙 三國志齊王紀
30	曹嘉	正元元(254)年 秦始元(265)年	真定王 高邑公		厲	晉武帝受禪	魏		沛國譙 三國志魏王 彪伝
31	曹霖	正始三(242)年 秦始元(265)年	東平王 陵丘公			晉武帝受禪	魏		沛國譙 三國志東平 懿王徽伝
32	王祥	正元元(254)年 正元二(255)年 咸熙元(264)年 秦始元(265)年 秦始四(268)年薨	閔内侯 萬歲亭侯 離陵侯 離陵公	400 1600	孝元	魏高貴鄉公即位 母丘儉討伐 五等爵施行 晉武帝受禪	C	荀頤も同時に萬歲亭侯になつてゐる 本伝は秦始五年卒とする	琅邪臨沂 本伝三
33	鄭沖 (子)王根 (子)王叡	景元元(260)年 秦始元(265)年 秦始十(274)年薨	潯光侯 潯光公		成	魏元帝即位 晉武帝受禪	E	鄭沖の無子により	蔡陽開封 本伝三
34	何曾 (子)何劭 (子)何岐	黃初二(220)年間 咸熙元(264)年 秦始元(265)年 咸寧四(278)年薨 永寧元(301)年薨	陽武亭侯 穎昌鄉侯 朗陵侯 朗陵縣公	300 1800	康 繆醜	父の爵を嗣ぐ 五等爵施行 晉武帝受禪	C	「文選」卷二十五注引の 臧榮緒「晉書」は郡公と する 「太平御覽」卷五百六十一 所引の王隱「晉書」は 何岐は養子とする	陳國陽夏 本伝三

<p>(?) 何夔 (?) 何闓</p>	<p>石苞</p>	<p>36 陳騫 (子) 陳輿 (子) 陳植 (子) 陳粹 (壽玄孫) 陳 (弟子) 陳浩之</p>	<p>37 裴秀</p>
<p>永昌元(322)年 太元(377)年</p>	<p>甘露三(258)年 泰始元(265)年 泰始九(273)年薨</p>	<p>永康(301)年 甘露三(258)年 泰始元(265)年 元康(292)年薨 永嘉(307)年間薨 太元(377)年 永初元(420)年</p>	<p>(子) 裴溶 (弟) 裴顛 (子) 裴嵩 (?) 裴球 太元二(377)年</p>
<p>(因除) (嗣爵)</p>	<p>東光侯 樂陵郡公</p>	<p>安國亭侯 廣陵侯 鄉侯 高平郡公 (嗣爵)</p>	<p>清陽亭侯 魯陽縣侯 魯陽縣侯 濟川侯 鉅鹿郡公 (嗣爵)</p>
<p>200 1200 1900 1400 3000</p>	<p>武</p>	<p>武</p>	<p>元 成</p>
<p>後趙に降伏</p>	<p>諸葛誕討伐 晋武帝受禪</p>	<p>諸葛誕討伐 晋武帝受禪</p>	<p>劉宋受禪 父の爵を嗣ぐ 諸葛誕討伐 魏元帝定策 五等爵施行 晋武帝受禪</p>
<p>E</p>	<p>A</p>	<p>C</p>	<p></p>
<p>「晋書」石勒載記による 「藝文類聚」卷五十一引 「晋中興書」</p>	<p>本伝は泰始八年卒とする</p>	<p>「藝文類聚」卷五十一引 「晋中興書」による</p>	<p>從母が賈充に嫁ぐ 「藝文類聚」卷五十一引</p>
<p>渤海南皮</p>	<p>臨淮東陽</p>	<p>河東聞喜</p>	<p></p>
<p>本伝三</p>	<p>本伝五</p>	<p>本伝五</p>	<p></p>

40	39	38
荀頭 (從孫)荀徽 (頭兄玄孫) 荀序 (子)荀桓	王沈 (權八世)衛璽 (子)王凌 (沈從孫)王 道素 (子)王崇之	衛瑾 (孫)衛璿
元帝期初 泰始十(274)年薨 泰始元(265)年 咸熙元(264)年 咸熙元(264)年 魏齊王(239)期 正元二(255)年	泰始二(266)年薨 咸寧(275)年間 建興二(314)年薨 太元二(377)年 義熙十一(415)年 永初元(420)年	景元四(263)年 泰始元(265)年 永平元(291)年薨 永嘉五(311)年薨 元帝期 義熙(405)年間 甘露五(260)年 咸熙元(264)年 泰始元(265)年
萬歲亭侯 臨淮侯 臨淮公 (嗣爵)	博陵郡公 博陵縣公 安平侯 博陵侯	關鄉侯 菑陽侯 菑陽縣公 蘭陵郡公 江夏郡公
400	1800	300
康	元	成
晉武帝受禪 五等爵施行 母丘儉討伐 魏少帝執經 劉宋受禪	晉武帝受禪 五等爵施行 高貴鄉公誅殺	父の爵を嗣ぐ 蜀漢平定 晉武帝受禪
A	C	C
荀頭の無子 王祥も同時に萬歲亭侯になつてゐる	王沈の無嫡子 「藝文類聚」卷五十一引 「晉中興書」では王林之 五等爵を賜りつつ、食邑が減少 太原晉陽	【晉中興書】 河東安邑
穎川穎陰 本伝九	太原晉陽 本伝九	宋書荀伯子 本伝六

47	46	45	44	43	42	41
(子)華胤	華表 (子)薛壽	薛興 趙郡	(孫)王卓 王渾	步剛	孫秀 賈滿	(子)荀詭符 賈充
永熙元(290)年	太和五(231)年 咸寧元(264)年 咸熙元(275)年		泰始八(259)年初 太康元(280)年 元康七(297)年	同 年 薨	泰始六(270)年 永寧(301)年間薨	永初元(420)年 正元(255)年 甘露三(258)年 景元元(260)年 咸熙元(264)年 咸熙元(264)年 泰始元(265)年 太康元(280)年 太康三(282)年 永康元(300)年 水興(304)年間薨
觀陽公	博平侯 觀陽伯	安邑公	京陵公 (增邑)	宜都公	會稽公 (國除)	陽里亭侯 (增邑) 宣陽鄉侯 安陽鄉侯 臨沂侯 臨穎侯 魯郡公 (增邑) (國除)
			4700			400 750 1750 2950 10950
元 康	忠 壯		元			荒
武帝臨終の功	父の爵を嗣ぐ 五等爵施行		孫吳平定 父の爵を嗣ぐ	孫吳から降伏	孫吳から降伏	劉宋受禪 父の爵を嗣ぐ 母丘儉討伐 諸葛誕討伐 魏元帝即位 五等爵施行 司馬炎即王 晋武帝受禪 孫吳平定
A	-	C	A	吳	吳	外 C
楊駿は武帝臨終にて中書			「泰始初、増封邑千八百戸」とある 「其増封八千戸」とある			娘は惠賈皇后 韓壽の子で、賈充の外孫
平原高唐	河東汾陰	河内温	太原晉陽	臨淮淮陰	呉郡富春	平陽襄陵
本伝一四	北史薛壽伝	三国志司馬 剛伝	本伝一二	三国志步鳳伝	三国志孫匡伝	本伝一〇

55	54	53	52	51	50	49	48	
陳準	劉弘 (孫)張興	張華	王愷 (弟子)傅冲	(子)傅宜 永康元(291)年頃薨 永嘉五(311)年頃薨	傅祗 咸熙元(264)年	李肇 永平元(291)年死	孟觀 (子)石頡 永平元(291)年 永平四(294)年薨	石鑿 (子)華混 泰始元(265)年 永平元(291)年
水興元(300)年	永安二(303)年	泰始元(265)年 太康元(280)年 元康(291)年間 永康元(300)年薨	永平元(291)年	元康元(291)年 永嘉五(311)年頃薨	永平元(291)年死	永平元(291)年 永平四(294)年薨	泰始元(265)年 永平元(291)年	
海陵公 (追)新城郡公	平郷侯 (嗣爵)	閔内侯 廣武縣侯 壯武郡公	山都縣公	冀州縣公	陽鄉侯 潁原子	郡公 (国除)	縣侯 上谷郡公	堂陽子 昌安縣公
		10000	1800	1800	300			
元			魏				元	
賈謐討伐	幽州での功績?	前後の忠勤	晉武帝受禪 孫吳平定	楊駿討伐	父の爵を嗣ぐ 五等爵施行	楊駿討伐 趙王倫討伐	楊駿討伐? 楊駿討伐	晉武帝受禪 楊駿討伐に関与
C	C		C	B	C	-	-	E
	「水経注」沽水篇引「劉靖碑」による		姉妹は文明王皇后	弘農公主を娶る	本伝は「武帝始建東宮、 三賜爵關内侯」とする。 ここでは「三國志」傅巖 伝に従う 郡公八千戸を固辞したと ある		「晋書」傅咸伝による	惠帝紀は安昌公、本伝は 昌安縣侯とする。縣注に 従つて縣公とした
穎川許昌	沛國相		東海郡 范陽方城		北地泥陽	不明	渤海東光	樂陵厭次
三國志陳羣伝	本伝三六		王恂伝六三 本伝六		傅玄伝一七	傅玄伝一七	本伝三〇	本伝一四

63	62	61	60	59	58		57	56					
下粹	趙驥	王彦	董洪	和演	潘尼	(子)鄭球	(子)鄭默 景元四(263)年薨 泰始九(273)年 太康元(280)年薨 水寧元(301)年 水嘉二(308)年薨	羊玄之	陳茂先 (子)陳達 (準七世孫)				
永平元(291)年 水寧元(301)年	水寧元(301)年	水寧元(301)年	建武元(304)年薨 水寧元(301)年	永寧元(301)年 永嘉(307)年間	永寧元(301)年	永嘉二(308)年薨	正元元(254)年 景元元(260)年 咸熙元(264)年 泰始元(265)年 泰始九(273)年薨 景元四(263)年 泰始九(273)年 太康元(280)年薨 水寧元(301)年 水嘉二(308)年薨	太安二(303)年薨					
成陽公	成陽子	開國公(侯)	開國公(侯)	開國公(侯)	安昌公	平壽公	關内侯 密陵侯	興晉侯 興晉公	廣陵郡公				
							1000						
						元 成 元							
齊王輔政	楊駿討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	蜀漢平定 父の爵を嗣ぐ	后父 高貴郷公即位 魏元帝即位 五等爵施行 晋武帝受禪					
E	-	-	-	-	-	-		C	外 C				
				成都王穎伝に「慮志、和演、…等五人、皆封開國公侯」とある			「諸子位並列稱」とある 先に関内侯を賜りながら爵を嗣ぐ	娘は惠羊皇后 惠帝紀には「興晉侯羊玄之卒」とある	「世説新語」品藻篇注引 「陳達別傳」による				
濟陰宛句	不明	不明	不明	不明	衆陽中牟			衆陽開封	泰山南城				
下邳伝四〇	成都王穎伝 二九	成都王穎伝 二九	成都王穎伝 二九	成都王穎伝 二九	本伝二五			本伝一四	本伝六三	宋書荀伯子伝		世説新語	

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	
符賜	溫漢	高光	孫惠	樂廣	段勿麻 (子)段春	劉敬	荀蒲 (子)荀遠 (子)荀汪	祖納	韓泰	劉真	衛毅	路秀	葛顯	(孫)下凝 (子)下口
水嘉元(307)年	光熙元(306)年	永嘉二(309)年薨	永寧元(301)年 永興二(305)年	永興元(304)年薨	太安二(303)年 太興元(318)年死	太安元(302)年 太安二(303)年	建興元(313)年薨 咸和四(329)年頃薨	永寧元(301)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年	元興二(403)年	太安元(302)年薨 永嘉(307)年間 太寧二(324)年 咸和四(329)年薨
東平郡侯	大陵縣公	延陵縣公	晉興縣侯 臨湘縣公	信陵公	遼西公	朱虛縣公 (國除)	西華縣公	晉昌公	封丘公	安縣公	平陰公	小黃公	車平公 (減邑)100	建興縣公 (嗣爵)1000
	1800	1800				1800								忠貞
茂桑討伐	成都王穎討伐	成都王穎討伐	河間王顥討伐 趙王倫討伐		東海王越に助力	齊王冏討伐	齊王冏討伐	齊王輔政	齊王輔政	齊王輔政	齊王輔政	齊王輔政	桓楚受禪	王敦討伐
-	C	A	異	C	鮮	C	A	C	-	-	-	-	-	
		「屬京洛傾覆、竟未加益」とある	孫吳の宗室 相世系三下	「新唐書」卷七十三下宰	司馬睿に勸進したひとり	父の劉毅は九品法の欠陥を上奏した								成陽公から降爵されてい たか
河内山陽	太原郡	陳留圍城	吳國富陽	南陽滑陽	東部鮮卑	東萊掖	穎川新陰	范陽道	不明	不明	不明	不明	不明	
本伝三一	本伝三四	本伝一一	本伝四一	本伝・三	段匹磾伝三三	劉毅伝一五	荀勗伝九	祖遜伝三二	齊王冏伝二九	齊王冏伝二九	齊王冏伝二九	齊王冏伝二九	齊王冏伝二九	

84	83	82	81	80	79	78
張軌	秦琳 (子)荀奕	荀組	(子)華俊 (子)華仰之	華恒	賈疋 (子)荀籍 (子)荀懿	王遜 (子)王澄
永興(304)年間 永嘉(307)年間 建興二(314)年 同年薨	建興二(314)年 建興三(315)年 建興四(316)年 建興五(317)年 同年薨	咸和七(322)年薨 建興元(313)年 建興二(314)年 建興三(315)年 永昌元(322)年 永興元(304)年頃	咸和(326)初	元康(291)初 建興元(313)年	永嘉(307)年間 永嘉六(312)年薨	泰始(265)年間 永嘉(307)年間 永嘉(307)年間 太寧二(324)年 咸和三(328)年薨
西平郡公 霸城侯 安樂郡侯 安樂郡侯	上洛郡公 弋居伯	臨穎縣公 成陽縣男	宛陵縣侯 (降爵)	關内侯 宛陵縣公	酒泉公	安陸郡侯 舞陽縣公 曲陵公 平樂伯
1000				100		東平郡公 (増邑) 20000 (国除)
武		定元	敬		敬	
馬布を献上 鮮卑討伐	劉曜討伐 愍帝擁立	愍帝を輔政	王敦討伐	太子の賢友 愍帝即位 愍帝期の爵位	王敦討伐	益州に割拠 東海王越討伐
D	A	A		A	D	-
いわゆる前凉政權			「愍帝時賜爵進封一皆削除」とある	武帝の娘(樂陽長公主)を娶る	賈謝の曾孫	荀彧の玄孫
安定烏氏	敦煌	穎川穎陰		平原高唐	武威姑臧	穎川穎陰
本伝五六	索靖伝三〇	荀勗伝九		華表伝一四	本伝三〇	本伝四五 本伝五

90	89	88	87	86	85	
順榮 (子)王度世 (子)王淡	王嶋 (子)周總	周圜	王敵	涉復辰	段四碑 (叔父)張玄錫 (子)張玄華 (叔父)張昨 (甥)張玄觀 升平七(363)年薨	(子)張寔 (弟)張茂 (甥)張駿 建興四(316)年 建興十二(324)年薨 建興八(320)年薨 建興二(314)年
太安元(302)年 永嘉六(312)年薨	建興二(314)年薨	永嘉四(310)年頃		建武元(317)年以前 太興四(321)年死 建武元(317)年以前	建武元(317)年以前 太興四(321)年死 建武元(317)年以前	建武元(317)年以前 太興四(321)年死 建武元(317)年以前
嘉興伯 (追)嘉興開國公	九原縣公	烏程縣侯 烏程公	堂邑公	廣濟公	渤海公	建武亭侯 福祿縣侯 西平郡公 蜀城侯 西平郡公
元	穆	忠烈				成昭
齊王問討伐	司馬睿政權に參與? 与?	陳敏討伐ほか 元帝即位?	嗣爵?			曹法討伐 嗣爵 嗣爵
呉	C	呉	A	鮮	鮮	
		「太平御覽」卷二〇〇引 「晉中興書」による	司馬睿に勸進したひとり 「世説新語」品藻篇注引 「王氏譜」に「襲爵堂邑公」とあるが、王敵の父は即丘子王載。即丘子は兄弟の王導が嗣いでいる	司馬睿に勸進したひとり	司馬睿に勸進したひとり	
吳國吳	太原晉陽	義興陽羨	琅邪臨沂	東部鮮卑	東部鮮卑	
本伝三八	王湛伝四五	周處伝二八	世説品藻注	元帝紀	段四碑伝三三	

96	95	94	93	92	91	
庾亮	蘇峻 (子)劉伯齡	劉遐 (子)劉暉 (子)劉舉 (子)劉遵之	(?)溫放之 (子)溫放之 溫嶠	王敦 (子)王恢 (孫)王琨	王覽 (子)王羲 (子)王導	(子)顧胤 (?)顧胤
太寧(324)年	建武元(317)年 咸和四(329)年死	永初元(420)年 太寧二(324)年 咸和元(326)年	元興二(403)年 元興三(404)年 永初元(420)年 咸和四(329)年 同年薨	太寧二(324)年 建興三(315)年 永昌元(322)年 太寧二(324)年死	永初元(420)年 咸康五(339)年薨 太寧二(324)年 建武元(317)年	隆安三(399)年薨 咸熙元(264)年 咸寧四(278)年薨
(辭)水昌縣開國公	都亭侯 邵陵縣公	泉陵縣公	始安縣公 始安郡公 荔浦縣侯	始興縣公 漢安侯 武昌郡公	始興郡公 武岡侯	即五子
	1800	1800	1800 3000	10000	3000	600
			忠武		文獻	貞
王敦討伐	華軼討伐 王敦討伐	劉宋受禪 王敦討伐	桓楚受禪 桓玄滅亡 劉宋受禪	蘇峻討伐 王敦討伐	杜弢討伐 王敦拳兵 劉宋受禪	五等爵施行
外	C	C	-	C	B	C
妹は明穆庾皇后				叔父は大陵縣公溫庚	武帝の娘(襄城公主)を娶る 郗世子王悅が早世したため 鄱陽公主を娶る	本伝に「以討華軼功、封武岡侯」とある
穎川郡陵	長廣掖	廣平易陽	太原祁	琅邪臨沂		琅邪臨沂
本伝四三	本伝七〇	本伝五一	本伝三七	本伝六八	王導伝三五	孫恩伝七〇 王祥伝三

				97	98	99	100	101	
	荀聞	陶侃	(子)荀達	威康六(340)年薨 太寧元(323)年頃 太寧二(324)年薨	太安二(303)年 太寧二(324)年 咸和四(329)年 咸和九(334)年薨	鄒鑿	陸暉	桓彝	(子)桓玄
	射陽公	東鄉侯 柴桑侯 長沙郡公		1000 4000 3000	高平縣侯 南昌縣公	義熙八(412)年死 太寧二(324)年 咸和四(329)年 咸康五(339)年薨 太元九(384)年薨 元興二(403)年 義熙八(412)年死	建武元(317)年 太寧二(324)年 咸和四(329)年 咸和九(334)年薨	太寧二(324)年 咸和四(329)年 咸和九(334)年薨	元興元(402)年
	文康	桓	定		文成 文穆	1600	100	10000 20000	三郡公
		張昌討伐 王敦討伐 蘇峻討伐	桓楚受禪 桓玄滅亡 劉宋受禪	1000 3000? 500	臨湘縣公 長沙郡公 吳昌侯	元興二(403)年 元興三(404)年 永初元(420)年	平望亭侯 江陵伯 江陵公	萬寧縣男 臨賀郡公 南郡公	(子)桓玄
	A	吳	E				吳	D	
	穎川穎陰	廬江尋陽	世子である陶瞻、陶夏が 相次いで死去したため		桓温伝による 「宋書」武帝紀下には醜 陵縣侯とある			南康長公主を娶る	豫章公、桂陽郡公、南郡
	荀勗伝九	本伝三六					吳郡吳	護國龍元	本伝四四
									本伝六八
									本伝六九

108	107	106	105	104	103	102
(子)謝混 謝琰	(叔父)謝澹 (甥)謝承伯 (子)謝瑤 (子)謝該	謝安	桓偉	桓歆 桓濟 (子)桓胤	桓沖 (子)桓嗣	周訪 (子)周撫 (子)周楚 (子)周瓊 (子)周城
義熙八(412)年薨 隆安四(400)年薨 太元十(385)年	永初元(420)年 元興二(403)年 元興三(404)年 元興二(403)年	太元五(380)年 太元十(385)年薨	太和五(370)年	升平四(360)年 義熙三(407)年死	升平四(360)年 寧康(373)年間初	元興二(403)年 元興三(404)年死 永嘉四(310)年頃 太興三(320)年薨 永和三(347)年 興寧三(365)年薨 太和六(371)年薨
望蔡公 (因除)	柴桑侯 (嗣爵)?	建昌縣公 (追)廬陵郡公	西昌公	臨賀公 臨賀縣公 (因除)	豐城公 (因除)?	尋陽縣侯 建城縣公 楚王
	1000					
忠肅		文靖			宣穆 靖	壯 定 異
劉毅に連座 淝水の戦い	劉宋受禅 淝水の戦い	前秦に関する功 淝水の戦い	眞真討伐	父の旧爵を嗣ぐ 兄の爵を嗣ぐ?	前秦に降伏 洛陽回復	江南討伐 成漢平定
A		C	A	A	A	異
	謝該の無子により		書「晋中興書」による。「晋桓温伝では西昌侯	劉裕に誅殺される 桓温の子。穆帝紀では郡公桓温の子。桓楚の臨賀縣王	位した桓玄が太傅、宣城王を追贈 劉裕に誅殺される	公に封ぜられ、うち二郡を紹封させる
陳國陽夏		陳國陽夏	護國龍亢	護國龍亢	護國龍亢	汝南安城
謝安伝四九		本伝四九	太平御覽	桓温伝六八	桓彝伝四四	本伝二八

119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109
(甥)劉義慶	劉道規	(子)何思	何無忌	諸葛長民	劉毅	劉裕	桓俊 桓昇	(子)李歆 李暠 (族子)謝萬 謝安(400)年 隆安四(400)年 義熙十三(417)年 義熙十四(418)年 水初元(420)年 元興元(402)年	謝石 (子)謝靈運	謝玄 (子)謝瑒
義熙十(415)年	義熙二(406)年 義熙八(412)年 義熙十(415)年	元興三(404)年	義熙二(406)年 義熙九(413)年 義熙二(406)年	義熙二(406)年 義熙八(412)年 義熙二(406)年	義熙二(406)年 義熙十四(418)年 元熙元(419)年 水初元(420)年	義熙二(406)年 義熙十四(418)年 元熙元(419)年 水初元(420)年	元興元(402)年 元興元(402)年	隆安四(400)年 義熙十三(417)年 義熙十四(418)年 水初元(420)年 元興元(402)年	太元五(380)年? 太元十(385)年 太元十三(388)年	太元五(380)年? 太元十(385)年 太元十三(388)年
(追)南郡公 (嗣爵)	華容縣公 (追)南郡公	(追)曲阿縣公	安成郡開國公	新淦縣公	南平郡開國公	豫章郡公 宋公 (即位)	西道縣公 豫章公	涼公 酒泉公 (國除)	興平縣伯 南康郡公	東興縣侯 康樂縣公
3000	3000 5000	3000	3000	2500		10000				
烈武		忠							襄	獻武
桓玄討伐 桓謙討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐 劉宋受禪	桓玄討伐 後秦平定ほか	叔父の爵を嗣ぐ 桓玄の爵を嗣ぐ	父の新爵を嗣ぐ 叔父の爵を嗣ぐ	劉宋受禪	前秦に関する功 肥水の戦い
E	-	-	-	D	E	A	A	E	C	A
						桓玄の子・桓楚の豫章郡王 桓玄の甥・桓楚の義興郡王		いわゆる西涼政權		
彭城彭城	高平		東海郡	琅邪陽都	彭城沛	彭城彭城	譙國龍亢 譙國龍亢	隴西成紀	陳國陽夏	陳國陽夏
宋書本伝一	本伝五五		本伝五五	本伝五五	本伝五五	宋書武帝紀	桓玄伝六九 桓玄伝六九	安帝紀	謝安伝四九 宋書本伝	謝安伝四九

128	127	126	侯爵
羊結	荀勗	甄溫	姓名
景元(元)(260)年 咸熙元(264)年 泰始元(265)年? 咸寧三(277)年	(子)荀勗 (子)荀爽 (兄弟)荀議 (?)荀軌 太元二(377)年	咸熙元(264)年 泰始元(265)年 太康十(289)年薨	年
關中侯 鉅平子 鉅平侯 (辭)南城郡侯	關內侯 安陽子 濟北侯 (嗣爵)	無極侯	爵位
100 600 3000	1000		食邑
	烈簡成		諡
魏元帝即位 五等爵施行 晉武帝受禪	晉武帝受禪	五等爵施行	封爵の理由
C	C	魏	祖
蔡邕の外孫。姉は景獻羊皇后 郡公を固辞	荀爽的無適子により 「藝文類聚」卷五十一引 「晉中興書」による	文昭甄皇后は大叔母 濟北郡公を固辞	備考
泰山南城	新川穎陰	中山無極	本貫
本伝四	本伝九	三國志文昭 甄皇后伝	典拠

125	124	123	122	121	120
劉義隆	劉義真	毛璩	魏詠之	魯宗之	劉道憺
義熙十一(415)年	義熙七(411)年	義熙元(405)年薨	義熙元(405)年薨	義熙二(406)年	永初元(420)年
北彭城縣公	桂陽縣公	(追)歸郷公	(追)江陵縣公	南陽郡公 (因隙)?	臨川王 新興縣五等侯 新淦縣男 竟陵縣公 長沙王
		1500	2500	1500	500 500 1000 5000
			桓		
盧循討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	後秦へ出奔	劉毅討伐	劉宋受禪
E	E	A	-	-	E
彭城彭城	彭城彭城	榮陽陽武	任城	扶風郿	彭城彭城
宋書本紀五	宋書本紀二	毛寶伝五一	本伝五五	宋書魯爽伝 三四	宋書本伝二

136	135	134	133	132	131	130	129
步職 (子)盧浮	盧欽	魯芝	解簡 (子)任罕	任愷 (子)武輔	武陵 (孫)李志	李胤 (子)李賈	李愨 (子)李賈
秦始八(272)年	秦始元(265)年以前 咸寧四(278)年薨	秦始元(265)年 甘露三(258)年 景元元(260)年 咸熙元(264)年 秦始元(265)年 秦始九(273)年薨	秦始元(265)年 正元元(254)年 甘露三(258)年 景元元(260)年 咸熙元(264)年	咸熙元(264)年	咸熙元(264)年 太康三(282)年薨	咸熙元(264)年 秦始元(265)年	元興三(404)年 太元二(377)年 咸寧四(278)年薨
江陵侯	大梁侯 大利亭侯	關内侯 武進亭侯 菑城鄉侯 陰平伯 陰平侯	梁鄉侯 關内侯 武進亭侯 菑城鄉侯 200 1300 2100	昌國縣侯	亭侯 薛縣侯	關中侯 廣陸伯 廣陸侯	祁侯 (國除)
							3000 (嗣爵)
	元	貞		元	定	成	成
孫吳から降伏		父の爵を嗣ぐ	晉武帝受禪 高貴郷侯即位 諸葛還討伐 魏元帝即位 五等爵施行 晉武帝受禪	五等爵施行	五等爵施行 晉武帝受禪	五等爵施行 晉武帝受禪	桓玄滅亡 晉武帝受禪
呉	A	-	-	C	C	C	C
五等爵か列侯か不明	を指すか。			魏の明帝の娘を娶る。ただ五等爵か列侯か不明			羊祜の無子により 「藝文類聚」巻五十一引 「晉中興書」による
臨淮淮陰	范陽涿		扶風郿 濟南著	樂安博昌	沛國竹邑	遼東襄平	上黨銅鞮
三国志歩騭伝	本伝・四		本伝六〇	本伝一五	本伝一五	本伝一四	本伝一

145	144	143	142	141	140	139	138	137
賈混	王□ (従子)王□	王戎 (甥)周琳 (子)周頊 (子)周頊	周浚 (子)唐□	唐彬 (子)王矩	王潛 (子)杜錫 (子)杜文	杜預	楊駿	孫楷
太康元(280)年	太康元(280)年	太康元(280)年 永興二(305)年薨	太康元(280)年 永昌元(322)年薨	泰始元(265)年 太康元(280)年 元康四(294)年薨	泰始八(272)年 太康元(280)年 太康六(285)年薨	景元四(263)年 太康元(280)年 太康五(284)年薨	永平元(291)年薨	咸寧二(276)年 永安元(304)年薨 咸寧二(276)年
永平侯	江陵侯 陽里亭侯	貞陵亭侯 安豐縣侯	射陽侯 武城侯	關内侯 上庸縣侯	關内侯 襄陽縣侯	豐樂亭侯 當陽縣侯 (増出)	臨晉侯	丹楊侯
		6000	6000	6000	10000	1150 9600		
		元	烈 康	襄	武	穆 成		
賈充の孫呉平定	王渾の孫呉平定	父の爵を嗣ぐ 孫呉平定	孫呉平定	晋武帝受禪 孫呉平定	張弘討伐 孫呉平定	父の爵を嗣ぐ 蜀漢平定 孫呉平定	后父	孫呉から降伏
外	C A	C	C	C	C	外	C	呉
賈充の弟 五等爵か列侯か不明	王渾の子				娘は成恭杜皇后	司馬懿の娘(高陵公主)を娶る 『三國志』杜畿伝注引「昔諸公賈」では八千戸	臨晉侯は楊賜以来の爵。 なお后父を以て封建されることに反対されてる	五等爵か列侯か不明
平陽襄陵	太原晉陽	琅邪臨沂	汝南安成	魯國鄒	弘農湖	京兆杜陵	弘農華陰	呉郡富春
賈充伝一〇	王渾伝一二	本伝一三	本伝三一	本伝一二	本伝一二	本伝四	本伝一〇	三國志孫韶伝

160	159	158		157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146
(弟孫)劉頊	劉頊 (子)廡謀	廡志	石超	劉定	郭彰	董猛 (子)何璋	何攀	裴楷 (子)裴輿	裴該	何植	周諷 (子)王遐	王俊	朱整	胡奮	李高
永康元(300)年薨	永和六(350)年薨 永寧元(301)年薨 永嘉五(311)年薨	永興二(305)年薨	永寧元(301)年薨	咸熙元(264)年 泰始元(265)年 元康(291)初	永寧元(301)年薨	永平元(291)年 永康元(300)年死	太康元(280)年 元康元(291)年 永寧元(301)年薨	永平元(291)年	永平元(291)年	西平侯	西平侯	永世侯	太康十(289)年薨	太康九(288)年薨	太康元(280)年
(追)榮鄉縣侯	武強開國侯	□□侯	循陽侯	循陽伯 循陽侯	冠軍縣侯 (國除)	武安侯	關內侯 西城侯	臨海侯	武昌侯	零妻侯	西平侯	永世侯	廣興侯	夏陽侯 夏陽侯	縣侯
1500							10000	2000							
貞			元		烈			簡	元					壯	
賈誼誅殺	趙王倫討伐	孫秀討伐		晉武帝受禪	五等爵施行 賈后失脚	楊駿討伐	孫吳平定 楊駿討伐	楊駿討伐に關与	裴頠の楊駿討伐						孫吳平定
C	B	A		D	外	-	-	C	A	-	A	A	-	A	-
封建論を展開	武帝の娘(榮陽公主)を娶る	「以功封侯」とあるのみ。列侯か？			五等爵か列侯か不明				五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	武帝紀による。本伝には見られない	「華陽國志」巻十一。五等爵か不明
廣陵	范陽涿	渤海南皮		平原高唐	太原	不明	蜀郡郫	河東聞喜	河東聞喜	涪南安成	琅邪臨沂	不明		安定臨涇	巴西西充
本伝一六	盧欽伝三四	石苞伝三		本伝一一	賈充伝一〇	惠賈皇后伝一	本伝一五	裴秀伝五	裴秀伝五	禮志一一	本伝三一	王祥伝三	武帝紀	本伝二七	華陽國志

172	171	170	169	168	167		166	165	164	163	162	161
甘卓	周札	李陽	王衍	羅尚	宗承	(子)王愷 (子)王坦之	王湛 (子)王承 (子)王述 (子)王坦之	劉輿 (子)劉演	劉琨 (子)劉琰	王廣 (孫)孫暉 (從孫)孫翰	嵇紹 永興元(304)年薨	李毅
永嘉四(310)年頃	建興三(315)年	永嘉四(310)年頃	永嘉三(309)年	永嘉四(310)年薨	永嘉元(307)年	太元(376)未薨	元康五(295)年卒 永興三(305)年 太和三(368)年薨	光熙元(306)年薨	光熙元(306)年 太興元(318)年薨	永興二(305)年 永昌元(322)年薨	光熙元(306)年 永興元(304)年薨	太康元(280)年 太安元(302)年 光熙元(306)年薨
于湖侯	都亭侯	東遷縣侯	重安開國侯	武陵侯	夷陵侯	柴桑縣侯	藍田縣侯	定襄侯	廣武侯	武陵縣侯	七陽子 (追)七陽侯	関内侯 成都縣侯
									2000			
						獻穆			愷	康	忠穆	威
前後の武功	石冰討伐	徐胤討伐	錢增討伐	永嘉の乱	李特討伐	陳敏討伐	河間王顯討伐	前後功績	河間王顯討伐	河間王顯討伐	賈謐失脚	孫吳平定
	吳	吳	一	C	C	一	A	C	C	A	D	E
五等爵か列侯か不明			「華陽國志」卷十二による	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明		五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明		「華陽國志」卷八による
	丹楊	義興陽羨	鄒郡郗	琅邪臨沂	襄陽	南陽涅陽	太原晉陽	中山魏昌	中山魏昌	琅邪臨沂	譙國鍾	廣漢
	本伝四〇	周處伝二八	華陽國志	王戎伝三	華陽國志	北史宗懷伝	本伝四五	劉琨伝三二	本伝三二	王舒伝四六	本伝五九	華陽國志

184	183		182	181	180	179	178	177	176		175	174		173
廣澤	趙胤 (子)應玄		應發	阮孚 (從孫)阮廣	祖約	(子)下滔	周贊	王協 (弟子)王謐	曹疑		李矩	趙誘		戴淵
太寧二(324)年	太寧二(324)年		咸和六(331)年薨	太寧二(324)年	咸和四(329)年死	太寧二(324)年	建興三(315)年	太寧二(324)年 元興三(404)年 義熙三年(407)薨	太寧元(318)年薨		元興元(318)年 同年	建興三(315)年		永昌元(322)年薨
東鄉侯 零陵縣侯	湘南縣侯		觀陽縣侯	穎陽鄉侯	南安縣侯	五等侯	安陸亭侯 益陽縣侯	武陵縣侯 武昌縣開國公	廣饒侯		平陽縣侯 簡武縣侯	東明亭侯 陽武縣侯	平阿縣侯	秣陵侯
	1600		1600			1600								
王敦討伐	王敦討伐		王敦討伐	杜黠討伐	王敦討伐	王敦討伐	杜弢討伐 王敦討伐	桓楚受禪			元帝即位	劉聰討伐 後趙に關する戦功	杜弢討伐	賊軍討伐
呉	C		C	C	C	-	C	呉	A	-		-		呉
	五等爵か列侯か不明		五等爵か列侯か不明	阮孚の無子により	蘇峻と共に挙兵		五等爵か列侯か不明	王導の子 桓楚の爵位か	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明		五等爵か列侯か不明	若思とある 五等爵か列侯か不明	「晉書」では避諱して戴
會稽餘姚	淮南		汝南南頓	陳留尉氏	范陽道		濟陰冤句	義興陽羨	東萊			平陽	淮南	廣陵
本伝四六	明帝紀		本伝四〇	阮籍伝・九	本伝七〇		下邳伝四〇	周慮伝二八	元帝紀			本伝三三	本伝二七	本伝三九

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185			
溫式之	庾冰 (子) 庾亮	顏含 (子) 顏惠	(子) 毛穆之 (子) 毛珍	羊鑿	毛寶	羊璠	虞預	聯含 (子) 王暕之 (子) 王暕之	王九之 (子) 王暕之	王舒 (子) 王暕之 (孫) 王暕之	高惲 (子) 高崧 (子) 高善	張鎮	(子) 虞嘯父 (子) 虞嘯父
	建武元(317)年 咸和三(328)年 建元二(344)年薨	咸和四(329)年	升平四(360)年	咸和四(329)年 咸和四(329)年	咸和四(329)年 咸和四(329)年	咸和四(329)年 太寧二(324)年	咸和四(329)年 咸和八(342)年薨	水初元(420)年 咸和四(329)年 咸和八(342)年薨	元帝期	隆安元(397)年 太寧二(324)年	咸和四(329)年	武昌縣侯	
新建縣侯	都鄉侯 (辭) 新興縣侯	西平縣侯	建安侯	州陵縣開國侯	豐城縣侯	平康縣侯	西鄉侯	夏陽縣開國侯	番陽縣侯 (因除)	彭澤縣侯	建昌伯 □ □ 侯	興道縣侯 (因除)	1600
			1600										
	忠成	靖	烈				戴	忠	穆				孝烈
	蘇峻討伐	華軼討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐
	A	C	C	-	C	吳	吳	B	B	-	-	-	
	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	「世說新語」排調篇注引「張蒼梧碑」による。五等爵か列侯か不明	「其子崧求直無已、今特聽傳侯爵」とある		
	太原郡	穎川郡	琅邪郡	瑯陽郡	泰山	會稽郡	南陽郡	琅邪郡	琅邪郡	廣陵	吳郡		
	溫嶠伝三七	庾亮伝四三	本伝五八	本伝五一	本伝五一	本伝五二	本伝二七	王舒伝四六	本伝四六	高崧伝四一	世說新語		

210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196		
劉懷慮	戴□	車胤 微 (族子)謝弘	謝峻 (族子)謝弘	桓石虔 (子)桓護 (子)桓陵	(子)桓肅之 太元十(385)年	桓景 太和六(371)年	桓謙 太元六(381)年	張玄之 元興三(404)年死	丁穆 太和五(370)年	伏滔 太和十二(356)年	孫盛 永和三(347)年	(子)范康 (甥)范弘之 (從子)范曄 元嘉二十二(445)年死	范汪 咸和四(329)年	王尚述 咸和五(330)年	庾滔 永和三(347)年	
義熙二(406)年		寧康(373)年間初	隆安四(400)年薨 義熙(405)初	太元十三(388)年薨	永初元(420)年	太和六(371)年	太元六(381)年	元興三(404)年死		太和五(370)年	永和三(347)年	永和五(350)年	咸和四(329)年	咸和五(330)年	永和三(347)年	
東興縣侯	廣信侯	臨湘侯	關內侯 建昌縣侯 (嗣爵)	(追)作塘侯 (因除)	水滸縣侯	宣城縣子	宜陽縣開國侯	寧都侯	晉寧侯	真定侯	吳昌縣侯	安懷縣侯		都鄉侯	武興縣五等侯	建昌侯 杜侯
1001																
					烈										穆	忠
桓玄討伐	軍功		謝琰の功績	閻震討伐	劉宋受禪	前秦に関する功 肥水の戦い	桓沖の閻震討伐		功勞	眞真討伐	洛陽平定	成漢平定		蘇峻討伐	郭默討伐	成漢平定
E	-	呉	A	B		B	B	A	-	-	-	C				C
劉裕の從母兄。五等爵か	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	謝琰の子。五等爵か列侯か不明			孝武帝紀には水滸公とある	桓沖の子。桓楚の新安郡王		五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明					「經典釈文」卷一による
彭城彭城	護國	南平	陳國陽夏	護國龍亢		護國鉉	護國龍亢		護國	平昌安丘	太原中都			南陽順陽	琅邪	新野
宋書劉懷慮傳	謝安伝四九	本伝五三	宋書本伝	謝安伝四九	桓彝伝四四	桓宣伝五一	桓彝伝四四	謝安伝四九	本伝五九	本伝六二	本伝五二	宋書本伝	本伝六一	本伝四五	經典釈文	北史庾季才伝

226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	
朱齡石	劉遵 (子)王誕	王誕	杜慧度	王弘 (弟)檀朗	(子)檀獻 檀祗	徐廣	沈林子	臧騰	王叡	(子)孫宗世 孫處	檀韶	臧熹	江夷	沈淵之	毛祐之	(甥)劉蔚祖
義熙十一(415)年	義熙十(414)年薨	義熙九(413)年薨	義熙七(411)年	義熙(405)初 永初元(420)年	義熙(405)初 義熙十四(418)年薨 元熙(419)年間薨	元嘉二(425)年薨	義熙(405)初 永初元(420)年	義熙三(407)年	義熙二(406)年頃?	義熙二(406)年 義熙七(411)年薨	義熙二(406)年 義熙九(413)年 永初元(420)年	義熙二(406)年 義熙九(413)年薨	義熙二(406)年 義熙十一(415)年薨	義熙二(406)年	義熙二(406)年	義熙三(407)年薨
豐城縣侯	(追)監利縣侯	(追)唐縣五等侯	雒鄉侯	華容縣五等侯 華容縣公	西昌縣侯	樂成縣五等侯	資中縣五等侯 漢壽縣伯	高陵亭侯	(追)安復縣侯	新夷縣五等侯 (追)候官縣侯	宜陽縣侯 (增邑)	巴丘縣侯	繁時縣五等侯	繁時縣五等侯	繁時縣五等侯	夷道縣侯
1000	700	1000			1000		600			1000	500 700 1500					
					威											
護蜀平定		南北從征	盧循討伐	桓玄討伐? 劉宋受禪	桓玄討伐?	撰車服注	桓玄討伐?	父の爵を嗣ぐ	桓玄討伐	桓玄討伐 盧循討伐	桓玄討伐 南燕平定 劉宋受禪	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐
C	E	A	C	C	-	E	-	E	-	-	-	E	E	C	E	
安帝紀では豐城公 氏を襲る	劉道規の從母兄である蕭							いづれから嗣爵したか不明				宋の武敬皇后の兄			五等爵か列侯か不明	列侯か不明
沛郡沛	臨淮海西	琅邪臨沂	交趾	琅邪臨沂	高平金鄉	東莞姑幕	吳興武康	東莞莒	太原祁	會稽水興	高平金鄉	東莞莒	濟陽考城	吳興武康	榮陽陽武	毛寶伝五
宋書朱齡石伝	宋書臨川烈	宋書王誕伝	宋書杜慧度伝	宋書王弘伝	宋書檀祗伝	本伝五二	宋書自序	宋書臧騰伝	宋書王懿伝	宋書孫處伝	宋書檀韶伝	宋書臧質伝	宋書江夷伝	宋書自序	宋書毛寶伝	

250	249	248		247	246		245		244		243	242	241	
(子) 郁恢	郁登 (子) 陶汪	(子) 陸始	陸玩	(子) 顧昌	顧歛	尹奉 (子) 陶謙之	(子) 陶旌 (子) 陶定 (子) 陶興之	(子) 諸葛	諸葛恢	(子) 劉訥 (子) 劉享	劉超	周觀	(子) 楊綬 (子) 楊潭	(子) 相嶠 弟(子) 和濟
隆安三(399)年薨	咸和四(329)年 升平五(361)年薨	咸和四(329)年 咸康七(341)年薨	咸和四(329)年	咸和四(329)年 永和二(346)年薨	建武元(317)年 咸和四(329)年	太寧(323)未? 永初元(420)年		永嘉五(311)年 太寧二(324)年 永和元(345)年薨		太寧二(324)年	永嘉五(311)年死	永嘉元(307)年 元康九(299)年薨	咸寧二(276)年薨	元康二(292)年薨
	東安縣開國伯	康樂伯	興平伯		東鄉侯 郡陽縣伯	遷陵伯 (國除)	郴縣開國伯	博陵亭侯 建安伯		原鄉亭侯 零陵伯		永寧伯	東武伯	
										700				
簡	威	康	靖					敬		忠			康 戴	簡
	父の旧爵を嗣ぐ	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	華軼討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	周馥討伐 王敦討伐		左右勤勞 王敦討伐	叛亂	陳敏討伐		
A	吳	吳	吳	吳	吳	一	A	吳		D	C	C		
	郁嬰の子												「文選」卷十六潘安仁懷舊賦、卷五十六潘安仁楊前州議、潘安仁楊仲武議による	
	高平金	丹楊秣陵	吳郡吳		吳國吳	不明	廬江尋陽			琅邪臨沂	琅邪臨沂	汝南安成	榮陽宛陵	
	郁嬰伝三七	本伝四八	陸曄伝四七		本伝四六	華陽國志	陶侃伝三六		本伝四七	本伝四〇	周浚伝三一		文選	

287	286	285	284	283	
庾峻	胡毋輔之 (男)劉淇	劉喬 (子)劉挺 (子)劉耽 (子)劉淡	(子)江祚 江範	郭奕	男爵 姓名
泰始元(265)年	太安元(302)年 永嘉五(311)年頃薨	永康元(300)年	永嘉四(310)年薨	泰始(265)年間 太康八(288)年薨	年
關中侯	陞平男	安樂縣男 關中侯	亢父男	平陵男	爵位
					食邑
				簡	諡
晉武帝受禪	齊王問討伐	楊駿討伐 賈謐討伐			封爵の理由
E	D	C	-	-	祖
		「宋書」劉淇伝では安樂縣五等男 娘を桓温に嫁がす	魏末晋初の人物か		備考
穎川鄢陵	泰山奉高	南陽涅陽	陳留剛人	太原陽曲	本貫
本伝：○	本伝：九	本伝三 宋書劉淇伝	江統伝二六	本伝一五	典拠

282	281	280	279	278	277
到彦之	袁豹 (子)袁洵	(子)王靈福	王鎮惡	庾 <small>口</small>	朱序
義熙(405)年間 永初元(420)年	義熙十(414)年	義熙九(413)年卒	義熙七(411)年 義熙九(413)年 義熙十四(418)年薨	義熙七(411)年 義熙九(413)年 義熙十四(418)年薨	太和元(366)年 太元十八(393)年薨
兗山縣子 兗山縣開國侯	兗山縣子 (追)南昌縣五等子	(追)龍陽縣侯	博陸縣五等子 漢壽縣子	陽翟子	襄平子
		1500	500		平都子
		壯			
軍功 劉宋受禪	護蜀平定		盧循討伐 劉毅討伐	盧循討伐	司馬勳討伐
-	C		E	C	A
			表注引「庾氏譜」による 前秦の王猛の孫		
彭城武原	陳郡陽夏		北海郡	穎川	義陽
南史到彦之伝	宋書袁洪伝		宋書王鎮惡伝	三國志管寧伝	本伝五一
				榮陽陽武	毛寶伝五一

301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	
孟懷玉 (甥)孟徽生	孟龍符	庾登之	袁湛	(子)劉敬宣	殷師 (子)桓序	桓雲	桓宣 (子)桓統	庾懣 (子)孔混	孔坦	庾闡	蔡謨	袁耽	周光	(子)庾珉
義熙二(406)年 義熙七(411)年 義熙十二(415)年薨	義熙九(413)年薨	義熙二(406)年 義熙二(406)年 義熙九(413)年薨	義熙二(406)年 義熙十四(418)年薨	義熙二(406)年 義熙十一(415)年薨	太元八(383)年 元興元(402)年薨	升平四(360)年薨	建元二(344)年 永和四(348)年 元興元(402)年薨	咸和三(328)年 咸和三(328)年	咸和三(328)年 咸和三(328)年	永和十二(356)年卒	咸和三(328)年 咸和三(328)年 永和六(350)年	咸和三(328)年 咸和三(328)年 咸和三(328)年	咸和三(328)年 咸和三(328)年	泰始九(273)年卒 永嘉七(313)年薨
鄱陽縣侯 陽豐縣男	鄱陽縣侯 (追)臨沅縣男	曲江縣五等男 平昌縣五等子	晉寧縣五等男	武岡縣男	沙陽男	萬寧縣男	竟陵男	廣陵男	晉陵男	吉陽男	濟陽男 (因除)	楊陽男	曲江男	長岑男
1000 250	1000			500										
			敬		貞			簡	簡	貞	文穆			貞
桓玄討伐 盧循討伐	桓玄討伐 南燕平定	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	淝水の戦い	兄の旧爵を嗣ぐ	軍功	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐
C	C	C	C	C	D	C	A	C	外	C	E	C	C	吳
	には同様の例が多い	何故か降しているかのよう。以下東晋末の賜爵				桓温の弟	本紀には公爵とある	姉妹は明穆庾皇后						
平昌安丘	平昌安丘	穎川郡陵	陳郡陽夏		彭城	陳郡	進國龍亢	進國鉅	穎川郡陵	會稽山陰	穎川郡陵	陳留考城	陳郡陽夏	汝南安城
宋書孟懷玉伝		宋書孟懷玉伝	宋書庾登之伝	宋書袁湛伝	本伝五四	殷仲堪伝五四	桓彝伝四四	本伝五一	庾亮伝四三	孔愉伝四八	本伝六一	本伝四七	袁瓌伝五三	周訪伝二八

314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302		
沈叔任	劉敬順	毛德祖	劉虔之 (子)劉康祖	劉義宗	庾悅	吉翰	廣丘進	劉粹	(子)劉敬義	劉鍾	向靖	王頌之	檀道濟	(子)孟慧熙
義熙十一年(415)年	義熙十一年(415)年	義熙十三年(417)年	義熙十一年(415)年	永初元(420)年	義熙九(413)年	義熙九(413)年	義熙九(413)年	永初元(420)年	義熙九(413)年	義熙九(413)年	義熙八(412)年	義熙七(411)年	義熙七(411)年	義熙二(406)年
寧新縣男	高昌縣男	灌陽縣男	遷陵縣侯 (追)新康縣男	新淪縣侯	新淪縣男	建城縣五等男	關內侯 龍川縣五等侯 望蔡縣男	建安縣侯	西安縣五等侯 瀟陽縣男	安丘縣五等侯 永新縣男 □□男	曲江縣侯	山陽縣五等侯 安南縣男	永脩縣公	興興縣五等侯 作唐縣男
440			500	250	300	500	1000	500	500	1000	500	2000	400	
護國平定	父の旧爵を嗣ぐ	後秦平定	司馬休之討伐	劉宋受禪	父の旧爵を嗣ぐ	南燕平定	桓玄討伐 淝水の戦い 南燕平定ほか	桓玄討伐 劉宋受禪	桓玄討伐 劉宋受禪	桓玄討伐 南燕平定 護國平定	桓玄討伐 盧循討伐 劉宋受禪	盧循討伐ほか	盧循討伐ほか	桓玄討伐 盧循討伐ほか
C	-	-	-	E	C	-	-	B	-	-	-	D	-	
劉鍾の子	陽伯とある	「魏書」明元帝紀には觀		劉道憐の子										本伝に「懷玉別封陽豐男、子慧熙嗣」とある。何らかの紹封か
吳興武康	彭城彭城	榮陽陽武	彭城呂	彭城	穎川鄆陵	馮翊池陽	東海郡	沛郡蕭		彭城彭城	河内山陽	琅邪臨沂	高平金鄉	
宋書沈濟之伝	宋書劉鍾伝	毛寶伝五一	宋書劉康祖伝	宋書王道憐	宋書長沙景	宋書庾悅伝	宋書廣丘進伝	宋書劉粹伝		宋書劉鍾伝	宋書向靖伝	宋書王頌之伝	宋書檀道濟伝	

325	324	323	322	321	320	
胡威	鄭仲林	楊攸	羅憲	(子)侯史玄 (子)侯史施	侯史光	夏侯佐
太康元(280)年卒	嘉平二(250)年 泰始(265)年間以降	泰始六(270)年以前	泰始六(270)年卒	泰始二(266)年 咸熙元(264)年 泰始二(266)年	泰始二(266)年卒 咸熙元(264)年	
平春侯	陽陵亭侯	呂原侯	□□侯	關中侯 臨海侯	高安鄉侯	
100						
烈	恭		烈			
父の爵を嗣ぐ 功績により				四方の風俗を循者	父の爵を嗣ぐ？	
C	-	-	蜀	-	B	
「三國志」胡質伝注引「晉陽	「拜侍御史、歷南鄉侯、安豐太守」とあるが、詳細不明	「水經注」洛水篇による	「華陽國志」卷四による	進爵の遍歴や理由を考ふるに列侯か 291年に裴楷が臨海侯二千戸になつてゐる	魏晉革命を経て爵位が変わつていない特異例として越智が挙げる	
淮南壽春	不明	魏為	襄陽	東萊掖	沛國濉	本質
本伝六〇	水經注	華陽國志	本伝二七	本伝一五	三國志夏侯 惇伝	典拠

列侯以下
姓名

319	318		317	316	315	
王康	袁輿	(子)嗣國才	嗣恩	胡藩	劉懷慎	(孫)沈暢之
			義熙二(406)年 義熙十一(415)年 義熙十四(418)年薨	義熙七(411)年 義熙十一(415)年	義熙十一(415)年 永初元(420)年	義熙十四(418)年薨
西平縣男	新蔡男		都縣侯 北至縣五等男 新寧縣男	陽山縣男	南城縣侯 興平縣五等子	南城縣男
300			500	500	1000	500
					肅	
			張堅討伐 護獨平定 前後の功勞	司馬休之討伐	盧循討伐	南燕平定ほか 劉宋受禪
E	-		-	-		E
前秦の王猛の孫	「晉書」卷五十六引					劉懷慎の弟
北海劉	不明		蘭陵承	豫章南昌	彭城彭城	宋書劉懷慎伝
宋書王頊德伝	北堂書鈔		宋書嗣恩伝	宋書胡藩伝		

340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	
段灼	齊瑛	王龜	王濛	何準	褚襲 (子)廣洪	廣豫 (子)廣胤	王聿 (子)馬威	馬隆	夏侯莊 (子)李重	李秉 (子)李重	霍原	滕簡	陶瑒 (子)楊超	楊炳 (子)胡奕	
景元四(263)年	太元九(384)年卒	寧康三(375)年 太元九(384)年卒	隆和元(362)年	升平元(357)年	咸和四(329)年 永和五(349)年卒	咸康元(335)年卒	永昌元(322)年 咸康元(335)年卒	太熙元(290)年			太康九(289)年卒	太康元(280)年	太康元(280)年		
關内侯	武昌侯	(辟)建昌縣侯	(追)晉安縣侯	(辟)晉興縣侯	都鄉亭侯	平山縣侯	敏陽侯	奉高縣侯	清明亭侯 (嗣爵)?	都亭侯	列侯	武當侯	宛陵侯 (嗣爵)?	亭侯	
					元穆					成	定	登		穆	
蜀漢平定		后父	后父	后父	蘇峻討伐	后父	公主の爵を嗣ぐ			父の爵を嗣ぐ?		孫吳降伏	孫吳降伏	父の爵を嗣ぐ	
-	-	外 E	外	外 C	外 C	外	父	-	外 C	C	-	呉	呉	外 C	
九品法を批判 下による	「新唐書」宰相世系表五	娘は孝武(定)王皇后。同じく列侯か	娘は哀靖王皇后。「太平御覽」卷二〇二引「晉中興書」に拠る。同じく列侯か	娘は穆章何皇后。廣豫と同じく列侯か	娘は康獻褚皇后	例から考えると列侯か	父は王濟。その妻は常山公主	おそらく列侯か	娘は元夏侯太妃	九品法批判を展開	娘は元夏侯太妃	本伝には爵位のことが見られない	孫略が名號侯であることから、列侯の可能性が高い	孫略が名號侯であることから、列侯の可能性が高い	歴から見ても、列侯か
敦煌	高陽	太原晉陽	太原晉陽	廬江灑	河南陽翟	濟陽外黃	太原晉陽	東平平陸	沛國譙	江夏鍾武	燕國廣陽	南陽西鄂	丹陽秣陵	弘農華陰	
本伝一八	本伝六三	本伝六三	本伝六三	本伝六三	本伝六三	本伝六三	王禪伝一二	本伝二七	本伝二七	元夏侯太妃 伝一	李重伝一六	李重伝一六	本伝二七	本伝二七	本伝六三

344	陸機	343	孫皓	342	于寶	341	葛洪
太安二(303)年卒	永康元(300)年	太康五(284)年死	太康元(280)年	建興三(315)年			永嘉四(310)年頃
關中侯		歸命侯	關内侯				關内侯
賈謐討伐		孫吳降伏	杜弢討伐				石冰討伐
吳	吳	吳	吳				吳
封建論を述べる	らく名號侯	吳の皇帝。歸命侯はおそ					「抱朴子」自序では関中侯
吳郡吳		吳郡富春	新蔡				丹楊句容
本伝三四		晋武紀	本伝五二				本伝四二